

配布先：

各位

作成日：2015年11月30日

作成者：柳田

BPJS Ketenagakerjaan 説明会 議事メモ

会議名	BPJS Ketenaga kerjaan 説明会		
開催日時	2015年11月20日(金) 9:00-12:00	開催場所	Ruangan NARESWARA, SMESCO Indonesia
出席者(五十音順)	<p><労働移住省/BPJS></p> <ol style="list-style-type: none">1. Drs. Wahyu Widodo MM, Direktur Jaminan Sosial TK, Kemenaker2. Dr. Erwin Anjasmara Ichsan, Kepala Seksi Pengawasan Kepesertaan Jaminan Sosial TK, Kemenaker3. Mr. Maman Miraz, Kepala Ursan Analisis Strategi & Komunikasi Perluasan Kepesertaan, BPJS Ketenagakerjaan <p><JJC 労働委員会></p> <p>畑山さん、高岡さん、高崎さん、吉田さん、柳田</p>		

NO	アジェンダ	発表者	時間(分)
1	開会ご挨拶	畑山さん	5
2	年金保障プログラム説明	Wahyu-san	45
3	老齢・労災・死亡保障プログラム説明	Erwin-san	60
4	質疑応答 - JJC 代表質問 -	高岡さん	35
5	質疑応答 - 一般質問 -	—	35

1、Wahyu氏制度説明

- ・インドネシアの社会保障制度は4つの側面から構成されている。
 1. 福利厚生の上昇 2 セーフティネット向上 3 社会保険の上昇
 4. 社会的問題に対する解決策としての位置づけ
- ・政労使の間で対話を続けていくことが大切と考えている。
- ・Asean 共同体が始まるため、上記三者が連携をより高め、社会保障を運営していくことが大切である。
- ・社会保障の安定は国内への投資環境の安定にもつながる。

■ 年金保障について（年金保障プログラム実施に関する政令 2015 年第 45 号）

- ・従来の Jamsostek、民間で賄われていた保険に加入していた人は、BPJS に加入する必要がある。
- ・ただし、外国人労働者は6か月以上居住する場合であっても、年金保障に加入する必要はない。
- ・2015年7月1日より年金制度を開始した。
- ・社会保障については下記2点において、状況を把握していく必要がある。
 1. 加入者の状況 : 現在のところ、2,901社が加入。加入者数総計4,000,300人。
 2. 掛け金の状況 : 掛け金総計14.24~15.74%（うち労働者負担4%）。
- ・年金保障では経営者が2%、労働者が1%、掛け金を負担している。
掛け金の上限は7juta Rp。所得上限が7jutaと定められているため、それ以上の所得があっても、7jutaの1%を労働者が負担する事で問題ない。
- ・年金を受け取るために、掛け金の最低支払期間として15年を必要とする。
- ・年金を受け取る事ができるのは56歳以降。
- ・定年年齢に達したが、掛け金の支払期間が15年未満の場合 ⇒ 一時金で受け取る事が可能。
- ・掛け金を15年以上支払っている場合、問題なく毎月、年金を取得する事が可能。

2、Erwin 氏制度説明

- ・社会保障制度の目的は「病気や老齢などにより、収入が減少した労働者に対して保障する」事。

■ 労災保障について（労災保障と死亡保障プログラム実施に関する政令 2015 年第 44 号/労働大臣令 2015 年 26 号）

- ・労使双方に加入義務あり。
- ・掛け金は労働環境の危険度に基づき、0.24%~1.74%の間で定められている。
- ・掛け金は経営者側が全額負担する。（理由：労働環境は経営者側が与えるものであるため）
- ・業務中は勿論の事、出勤中の事故も適用対象範囲となる。
- ・業務が原因で発生する病気も適用対象範囲となる。
- ・障害の状況に応じて、保証金額が異なる。
- ・障害を受けた人が職場復帰するためのプログラムが定められている。
- ・労災が起きた場合は2日以内に政府に報告する義務が経営者に義務付けられている。

- ・労災認定された労働者を解雇する事は禁止されている。
その能力に応じて、職場に復帰する事が義務付けられている。

■老齢保障について（老齢保障プログラム実施に関する政令 2015 年第 46 号/労働大臣令 2015 年 19 号）

- ・老齢保障では掛け金 5.7%（経営者 3.7% 労働者 2%）を負担している。
- ・保険料は社員の月給から控除する。
- ・老齢保障が支払われるタイミングは下記のケースが考えられる。
 - 定年年齢に達した時
 - 仕事を辞めた時（解雇、自己都合含む）
 - インドネシア国外に永久に移転した場合
 - 全身障害が残った場合
 - 死亡した場合

■死亡保障について（労災保障と死亡保障プログラム実施に関する政令 2015 年第 44 号）

- ・掛け金は月給の 0.3%（雇用者全額負担）
- ・一時金として、16,200,000Rp を受け取る事ができる。
24 か月で 200,000Rp ずつ受け取る
- ・埋葬費用 3juta Rp / 子どもの教育費用として、一時金で 12,000,000Rp 受け取る事が可能。
- ・条件として、最低 5 年間の加入義務が定められている。
- ・労災保障と同様、死亡した労働者が BPJS に加入していない場合には、経営者は加入している労働者と同等の保障をする事が義務づけられている。
- ・経営者がきちんと労働者を加入させていない場合は、行政懲罰が行われる。
書類での警告、罰金、特定の公共サービス（例：事業許認可の取り上げ、プロジェクトの入札参入権取り上げ、外国人労働者の雇用許可取り上げ、建築許可の取り上げ等）を受けられない等の対応が実施される。
- ・ただし、その後、経営者が加入努力を示し、それが認められれば、懲罰は取り消される。

3、質疑応答

■ JJC 労働委員会 代表質問

Q1. 10/8 に JJC 労働委員会と労働移住省法務局との間でセッションが行われた。その際、老齢保障の受け取りにはパスポートのコピーとインドネシアにおける勤務が終了する証明書とを提出して欲しいと話があった。外国人がインドネシアを出国する際、帰国予定日のどれくらい前から、一時金受け取りの申請を開始する事が可能か？

A1. 外国人の場合、年金保障の加入義務はない。老齢保障については、「パスポートのコピー」と「当該会社との契約が終了し、インドネシアから永久に離れる事が記載されている証明書」を提出していただきたい。本人が BPJS のオフィスに立ち寄り、現金を直接受け取る場合、手続きに要する時間は 30 分程度になる予定。

Q2.一時金も所得税の課税対象と伺っている。

通常、外国人労働者はビザ返却後、速やかに納税者番号を返却するため、所得税報告を完了させる。

一時金の個人所得報告はどのようになるか？

A2. 掛け金を支払っている間は、個人所得税の対象とはならない。一時金を受け取る時に時に、個人所得税の対象となる。納税者番号を持ってない外国人労働者、あるいは返還している場合は、国税総局に報告する。

Q3. 納税者番号を返却した後に、一時金を本人が受け取った場合、確定申告ができないという問題が生じる。

返却前に一時金を受け取り、確定申告をするのがあるべき姿だと考えている。

そのため、どれくらい前から一時金の受け取りを申請する事が可能かを改めて伺いたい。

A3. 1 か月前から BPJS に申請する事が可能。

Q4. 老齢保障については、掛け金の証明書各加入者に発行いただいていた。

年金についても、保険料の支払い累計額を証明できる書類を発行いただく事は可能か？

A4. 老齢保障は、BPJS のウェブサイトを通じて、掛け金を確認できる。

年金は過去に支払った掛け金の合計金額を確認する事は可能。ただし、年金として、将来、いくら受け取れるかについては公開できない。

Q5. 確定申告をする事になる場合、源泉徴収票が必要となる。

年金を受け取る際、毎月、既に源泉された金額を受け取ることになるかと伺った。

BPJS より発行していただけると伺ったが、老齢保障の一時金や年金の受給ごとに発行いただけるのか？

年次で発行していただける場合、どのようなタイミングで発行いただけるか？

A5. 税金の支払い証明については、必要であれば、請求していただいても問題ない。

Q6. その証明書は毎月、請求できるか？

A6. 年金を受け取る際に、必ず、税金の控除額の証明がついている。

税金を控除された事が記載されており、コピーが添付されている。

Q7. 年金に外国人労働者の加入義務がないという事を謳った規程が近々、発表されると伺っている。
その規程はいつ頃出るか？

A7.年金については、2015年の労働大臣令19号で定められている。

また、政令45号に、外国人労働者も国の社会保障プログラムに入る義務があると書いてある。

外国人労働者の加入義務については、特段、明記されていないが、Wahyu氏が同規定を作成するリーダーとなっているため、伝えておく。

Q8. 地域によっては、外国人労働者の年金の加入をBPJSから強制されているところがある。
この件については労働省とBPJS双方から、きっちりと周知を行っていただきたい。

A8.2011年24号に基づき、外国人6か月以上の仕事をする人は、社会保障制度加入を義務付けた。

また、2015年45号では、具体的に外国人が加入すべきとは記載されていなかった。

本規程は2015年6月30日に発行された。BPJSでは7～8月については、外国人の年金加入義務に関する政府方針が明確になっていなかったため、運用上、加入を義務付けていた。

その後、大臣令29号によって、労働省から外国人は年金の加入義務なしの方針が示されたため、今は加入を義務付ける運用とはしていない。

Q9. 既に年金保障に加入し、保険料を支払ってしまった人はどのような手続きで返金してもらう事が可能か？

A9.既に支払った年金保障の掛け金は、老齢保障と同じように、外国人労働者がインドネシアを離れる際に、返金する予定。

Q10.見習い生（マガンシステム）は労災保障と死亡保障のみの加入義務があると規定に明記されている。

然しながら、労働BPJSのシステムでは老齢保障に加入しないと、労災や死亡保障にも登録できないといったシステムエラーが発生している。法規に沿った対応をしていただくよう、システム改善をお願いしたい。

A10.登録義務としては、見習い生は労災・死亡保障の加入だけで問題ない。（労災保障と死亡保障プログラム実施に関する政令2015年第44号28条に明記されている。）

推測するに、その会社の場合、労使関係が見習い生であるという事がきっちり明記されていなかったのだと思う。

実際には、17歳以上の方で22万人が登録されている。

■ 当日参加者からの質問

Q1. 社内の取締役または監査役で、数社の取締役・監査役を兼任している方がいる場合、各々の会社で社会保障に入る必要があるか？

A1. 労災保障と老齢保障は各々の会社で加入が必要。死亡保障は一社のみ加入で問題ない。

Q2. 数社で取締役を兼任している場合、一社のみから給料が支払われているケースが多い。給料が支払われていない会社では、何に基づいて、保険料を計算するのか？

A2. 取締役や監査役の場合、雇用者の立場で社会保障制度に加入する。
そのため、賃金を受領しているという立場での加入とはならない。政令44号に掲載される換算表に基づき、保険料を決定する事になる。

Q3. また、実際に登録をしようとすると、同じIDを入れるとシステム上、拒否されるという事象が現場で発生している。2社以上で登録が必要な場合、どのようにして登録すれば良いのか？

A3. 原則、IDはシングル制を採用している。外国人はパスポート番号としている。
2社以上で登録する場合、BPJSの方から別の番号を発行する。その発行された番号に基づいて、登録して欲しい。

Q4. インドネシアでアドバイザー契約で仕事をしており、給料が日本のみで支払われている場合、保険料計算はどうするのか？

A4. インドネシアで給料が支払われていない場合の対応は下記の2つ。
1. インドネシアで働いた分を見做しの給料として、計算する
2. 会社員ではなく、「独立して仕事をしている」というカテゴリーに含める。

Q5. Jamsostekの時代から老齢保障の掛け金を支払ってきた。外国人社員が帰国したため、支払いを要求した。会社としては既に帰国した本人から委任状をもらっており、それをういてBPJSに請求をしたところ、本人の口座にのみ、支払うという回答をいただいた。委任状がある場合、会社の口座に返金してもらう事は可能か？

A5. 原則、老齢保障は本人のみ受け取り可能となっている。
加入者自身がインドネシアにいない場合については、今後、何らかの解決策を考えていこうと思う。

Q6. 希望退職の場合、地方労働局から「退職した事を示す証明書」を提示する事を要求されている。本件に対し、各社は対応する必要があるか？

A6.2013～2014 年頃に、退職する社員に対し、申請者から虚偽の証明書が発行されていたという事件が発生したため、労働局がチェックをかけているというのが現状。

Q7.定年退職年齢について、政府方針では今後、3 年ごとに引き延ばされるという事だが、定年年齢は一律に決めるべきものではなく、職種によって、異なる性質のものだと思う。例えば、肉体労働等の仕事は、年齢が上がるとパフォーマンスが発揮できなくなる可能性があるため、定年年齢を引き上げるのが必ずしも得策とは言えない。

A7.現在の規程では、55歳で定年しても、56歳までは年金保障を受け取る事ができない仕組みとなっている。最終的には65歳までは保障される。このプログラムが持続的に運営される事を前提としている。ギリシャのように財政破綻しないように、数理的な根拠に基づいて、年金の支給開始年齢を決めている。

以上